

英国現代奴隷法に関する声明（仮訳）

本声明は、英国現代奴隷法第 54 条に基づき、2026 年 3 月 31 日に終了する会計年度におけるセガサミーグループ（以下、当グループ）の事業活動およびサプライチェーンにおいて、現代奴隷、強制労働および人身取引を防止するために実施した措置を報告するものです。セガサミーホールディングス株式会社（以下、当社）は、日本に本社を置く持株会社であり、当グループにおける報告対象の事業体の最終親会社です。

1. 事業概要と組織体制、サプライチェーン

事業概要と組織体制

当グループは当社と、子会社 114 社、関連会社 14 社により構成され、主に以下の 3 つの事業を軸に、日本、アジア、欧州、米国に拠点を置いて事業を展開しています。2026 年 3 月 31 日現在、全世界の連結従業員数は 9,237 名です。

- エンタテインメントコンテンツ事業

主要グループ会社：株式会社セガ、株式会社セガ フェイブ、Sega Europe Limited、Sega of America, Inc.
コンシューマ、映像、AM&TOY の 3 つの事業を推進し、家庭用ゲーム機、スマートデバイス、PC などのさまざまなプラットフォーム向けのゲーム関連コンテンツやアミューズメント機器、アニメ、玩具、ライセンス商品など、エンタテインメントに関する多様なコンテンツやプロダクト、サービスの企画・開発/制作・販売・運営を手掛けグローバルに展開しています。

Sega Europe Limited は英国に所在する欧州事業の統括会社であり、英国には Sega Publishing Europe Limited、The Creative Assembly Limited、Sports Interactive Limited などの子会社があります。

- 遊技機事業

主要グループ会社：サミー株式会社
パチスロ機・パチンコ機の開発・製造・販売を手掛けています。

- ゲーミング事業

主要グループ会社：セガサミークリエイション株式会社
オンラインゲーミング関連事業および統合型リゾートの運営、ゲーミング機器の開発・製造・販売などを手掛けています。

当グループでは、当社取締役会から付託された特定の事項について議論・検証を行うグループ経営委員会内に人権課題を含むサステナビリティに特化した事項を扱うグループサステナビリティ分科会（以下、分科会）を設けています。分科会では代表取締役社長グループ CEO が議長を務め、当グループの環境・社会・ガバナンスに関する方針や目標の策定、グループ各社の取り組み状況などについて経営討議を定期的実施しています。

人権尊重の取り組みは当社取締役会にて意思決定された方針を受け、分科会を通じてグループ各社に共有され、推進しています。

サプライチェーン

コンサルタント、マーケティング、広告サービス、オフィス用品など、さまざまなサービスを提供する取引先のほか、エンタテインメントコンテンツ事業におけるサプライチェーンには、プライズ景品および玩具製品の製造委託先や、ソフトウェアおよびハードウェアのサプライヤー、ゲームのパッケージおよび関連製品の製造会社が含まれます。

2. 強制労働および人身取引防止に関する方針

当グループは、“Captivate the World 感動体験を創造し続ける ～社会をもっと元気に、カラフルに。～”を Group Mission/Purpose に掲げ、エンタテインメントを通じて「感動」や「共感」の溢れる社会を生み出し、世界中の人々の生活に「彩り」を添えることを存在意義としています。そのためには、当グループの事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重し、人権への負の影響を防止・軽減するとともに、影響が生じた際には適切に対処する必要があります。

当社は、国連が提唱する「国連グローバル・コンパクト（以下、UNGC）」に署名し、UNGC の定める 10 原則への支持を宣言するなど、以前から、グループの事業活動に関わる全ての人々の人権尊重に向けた取り組みを推進しています。当社は、こうした人権尊重の考えを当グループ全体の方針として明確化し取り組みを推進するため、2024 年 9 月に当グループにおける人権に関する最上位の方針としてセガサミーグループ人権方針を策定・公表しました。

また、強制労働や児童労働および人身取引などの人権の侵害を未然に防ぐため、当グループの方針やガイドラインとしてセガサミーグループ行動規範、セガサミーグループ・マネジメントポリシー、セガサミーグループ サステナブル調達ガイドラインを策定・公表しています。いずれも当社コーポレートサイト上に複数言語で公開されています。

- セガサミーグループ人権方針
<https://www.segasammy.co.jp/ja/sustainability/group-sustainabilitymateriality/human/humanrights/#001>
- セガサミーグループ行動規範
<https://www.segasammy.co.jp/ja/corp/conduct/>
- セガサミーグループ・マネジメントポリシー
<https://www.segasammy.co.jp/ja/corp/conduct/policy/>

- セガサミーグループ サステナブル調達ガイドライン

<https://www.segasammy.co.jp/ja/sustainability/group-sustainabilitymateriality/products-services/#002>

3. 人権デューデリジェンスプロセスと取り組み

当グループは、セガサミーグループ人権方針に基づき、2026 年 3 月期より、当グループの事業活動に係る人権への負の影響を特定し、その防止や軽減、対処に努め、また、取り組みの進捗状況をモニタリングおよび評価し、報告を行い継続的に改善する人権デューデリジェンスの仕組みの構築に着手しました。

人権デューデリジェンスサイクルにのっとり、まずは当グループの事業活動に係る人権課題の特定・評価を進めています。国際基準や各種ガイドライン（国連指導原則や OECD 多国籍企業行動指針、OECD デュー・デリジェンス・ガイダンス、国際人権章典、ILO 中核労働基準、RBA 行動規範など）に基づいたギャップ分析や EU の企業サステナビリティ報告基準（ESRS）を用いたダブルマテリアリティ分析をエンタテインメントコンテンツ事業より順次進めています。

また、既に実施している事業特性に応じた取り組み例としては、エンタテインメントコンテンツ事業では、AM&TOY 事業を中心に、プライズ景品および玩具製品の製造委託にあたり、契約書または覚書などを通じて、人権尊重およびセガサミーグループ サステナブル調達ガイドラインの遵守を求めています。なお、第三者機関により同ガイドラインの説明および強制労働や児童労働などの項目を含む、法令遵守状況の確認をしています。さらに、同事業の品質管理部門による適合状況の確認や指導を定期的に実施しています。

その他、エンタテインメントコンテンツ事業の英国を含む欧州事業拠点においては、商品の製造委託契約およびライセンス契約を対象として実施したデューデリジェンスのレビューから得られた知見を活用し、多層的なサプライチェーン全体に潜在的に存在するリスクの可視性を高めています。また、業界団体との連携や他社のベストプラクティスを学ぶことで、事業特有のリスクに対する理解を深めています。

今後、現在進行しているグループ全体でのリスクの特定・評価の結果をもとに、優先的に対応すべきリスク領域に対し、各地域・事業で先行し得られた知見を活用しながらより重点的に取り組んでいきます。

4. グリーバンスメカニズムと救済措置

当グループでは、当社グループ各社の従業員やお取引先からの通報や相談に対応しています。

グループ内での自浄作用を機能させ、法令違反や不正行為などを未然に防ぐため、従業員向けに内部通報制度を制定しています。通報事項に関する調査、是正措置、再発防止の実施、通報者の保護制度を設け、社内イントラネットならびにポスター掲示により全従業員に周知しています。

また、日本ではお取引先向けに、当グループの役員・従業員などによる不正行為や法令違反、さらにお取引先における当社事業に関わる不正行為や法令違反などについて通報いただけるよう専用通報窓口を設けています。いずれも第三者機関への匿名での通報が可能となっており、通報者のプライバシーは厳守される仕組みになっています。

当グループが人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、速やかに調査および救済を行い、再発防止のために是正措置を講じます。

なお、2016年9月に Sega Europe Limited が英国現代奴隷法に関する当グループとして最初の声明文を公表して以降、当グループにおいて強制労働または人身取引に関連する問い合わせ、苦情、申し立ては把握している限り受けていません。

5. 研修

当グループでは、事業を展開する地域の法規制や事業特性などに応じた教育・啓発活動を実施しています。

日本においては、2025年3月期に、全般的な知識習得として、当グループの役員・従業員を対象に、強制労働や児童労働、人身取引の防止、セガサミーグループ人権方針や取り組みについて外部有識者による研修動画を用いたeラーニングを実施しました。また、2026年3月期からは同研修動画を常時提供しています。

欧州においては、現地の法規制や社会的要請を踏まえ、人財開発、法務、コンプライアンス、サステナビリティなど、社内の複数部門が知識共有を図りながら連携し、強制労働のリスクに直面する可能性の高い職務を視野に入れた体系的な研修プログラムの開発に取り組んでいます。

また、当社は、エンタテインメントコンテンツ事業および遊技機事業における主要なサプライヤーを対象に、年に一度、サステナビリティについての勉強会を開催し、英国現代奴隷法に関する声明やセガサミーグループ人権方針といった、当グループの取り組みについて説明しています。

エンタテインメントコンテンツ事業のプライズ景品および玩具の製造委託先に対しては、第三者機関によるセガサミーグループ サステナブル調達ガイドラインの説明を行い、強制労働や人身取引の防止を含む人権尊重に向けた取り組みを促しています。

アミューズメント機器に関しても、お取引先へ配布する「セガ AM 機器・製品含有化学物質管理基準」を通じ、セガサミーグループ人権方針に基づく人権尊重の考え方を共有し、その理解と遵守を促しています。

6. 今後の計画

当グループは、今後のステップとして、2026年3月期より開始した人権のギャップ分析やダブルマテリアリティ分析から得られた結果を活用し、リスクベースアプローチに基づく人権デューデリジェンスの仕組みの構築を進めてまいります。

構築にあたっては、グループ内の連携強化を図りながら、グループ方針の共有ならびに各拠点の知見の活用を進め、優先的に対応すべきリスク領域へ効果的な対応を図ってまいります。

当グループの事業活動に係る全ての人々の人権を尊重するために実施する各種施策の実効性については、継続的なモニタリングとその評価に応じた改善を図り、その進捗と取り組みの成果をステークホルダーに対して透明性をもって開示してまいります。

本声明は、当グループ全体の統括をする当社取締役会ならびに Sega Europe Limited 取締役会により承認されています。

2026 年 9 月 30 日

セガサミーホールディングス株式会社

代表取締役社長 グループ CEO

里見 治紀